

港区ラグビーフットボール協会 規約

第1条 目的

港区ラグビーフットボール協会（以下、「本協会」という。）は、東京都ラグビーフットボール協会に加盟し、かつ、港区内でのラグビーフットボールに関する活動の中枢を担う機関として、港区で活動を行う団体によって組織し、ラグビーフットボールの普及・育成、技術力の向上及びスポーツ精神の養成等と共に、港区におけるラグビーフットボールの振興・啓発と会員相互の親睦、オリンピック招致活動及び2019年ワールドカップ日本大会に向けた宣伝活動や関連イベント等を行うことを目的とする。

第2条 活動

本協会は、前条の目的を達成するため、下記の活動を行う。

- 1 ラグビーフットボールの普及・育成及び技術力の向上
- 2 ラグビーフットボールの振興及び啓発
- 3 港区体育協会への加盟及び体育協会等の行事等への参加・協力
- 4 本協会の目的に沿った企画及び行政機関との相互協力
- 5 その他本協会の目的を達成するために必要な一切の活動

第3条 加盟

- ① 本協会への加盟を希望する団体は、原則、東京都ラグビーフットボール協会に加盟し、かつ、活動をしなければならない。ただし、他の都道府県ラグビーフットボール協会に加盟して活動している団体であっても、本協会への加盟を希望する団体にあつては、この限りではない。
- ② 本協会への加盟を希望する団体は、本協会宛に申請を行い、理事会の承認を得なければならない。

第4条 脱退

本協会からの脱退を希望する団体は、未納金を精算の上、書面をもって事前にその旨を、本協会事務局に届け出なければならない。

第5条 処置

- ① 本協会の規約に違反した団体は、理事会の承認により、除名等の処置をとることができる。
- ② 本協会加盟団体またはそれに所属する選手で、本協会の名誉を棄損し、または、社会人及びラグビー選手として逸脱した行為を行った者にあつては、理事会等において事情聴取等を実施した後、承認により休部または除名等の処置をとることができる。

- ③ 本協会加盟団体は、特別な事情がない限り、本協会が開催する大会等に参加するものとする。ただし、何らかの事情により、事前に本協会に活動を停止する旨を届け出た場合は、この限りではない。
- ④ 本協会の主管及び後援する大会等に1年間参加しない本協会加盟団体は、理事会等において事情聴取等を実施した後、承認により除名等の処置をとることができる。
- ⑤ 本協会会費を1年間滞納した団体は、理事会等において事情聴取等を実施した後、承認により除名等の処置をとることができる。

第6条 理事会

- ① 本協会に、代表者委員会において選出された理事及びレフリーソサイエティより選出された理事からなる理事会を置く。
- ② 理事会は、本協会の最高決定機関とし、活動の一切を企画、実行する。
- ③ 理事会の代表として理事長、副理事長を各1名選出し、理事会にて承認する。
- ④ 理事会の理事には、理事会が特別に承認する者を置くことができる。

第7条 事務局

- ① 本協会には事務局を設置し、定款及び理事会の承認をもって協会実務に関する業務全般をとりおこなう。
- ② 事務局の代表として、事務局長を1名選出し、理事会にて承認する。

第8条 委員会

- ① 本協会に、広報や審判等、協会運営に必要な役割を担当する委員会を設置する。各委員会のメンバーは、本協会に所属するチーム及びスクールから選出し、理事会にて承認する。
- ② 各委員会のメンバーは、4名～5名程度で組織する。
- ③ 各委員会の代表として、委員長及び副委員長を各1名選出し、代表者委員会にて承認する。
- ④ 各委員会及びその役割は、以下の通りとする。

【各委員会の名称及びその役割】

名称	役割
医務安全対策委員会	安全対策講習会開催、傷害発生時諸手続、トレーナ部門
審判委員会	競技規則伝達、レフリー育成指導、認定講習会開催
コーチ委員会	コーチ養成、地域スポーツ・コーチ、レフリーカンファレンス、コーチング情報収集・提供、活動基盤整備、スタートコーチトレーナー
社会人委員会	実業団チーム関係全般、各種大会企画運営

学生・クラブ委員会	大学関係全般、各種大会企画運営、クラブチーム関係全般、各種大会企画運営
スクール委員会	高専関係全般、高校関係全般、中学校・ジュニアクラブ育成、各種大会企画運営
女子・タグ委員会	女子ラグビーに関する、普及・育成、強化に関する事業及び各種大会企画運営
コミュニティ委員会	地元企業、地域商店街、地元団体との連携、コミュニティの形成、国内大会の誘致、交渉、国内遠征、国内チームの招待時の渉外全般
国際委員会	国際大会の誘致、交渉、チームの海外遠征、外国チーム来日招待時の外国チーム団に対する渉外全般
広報委員会	各種事業活動広報、試合記録整理・送信 ホームページ作成・更新活動
普及育成委員会	普及育成事業活動企画展開、ミニ・タグ・少年の競技会など開催

第9条 代表者委員会

- ① 本協会に、加盟団体の代表者からなる代表者委員会を置く。
- ② 代表者委員会は、加盟団体の代表委員1名により組織する。
- ③ 代表者委員会の代表として、委員長及び副委員長を各1名選出し、代表者委員会にて承認する。

第10条 役員組織

本協会には、次の役員を置く。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	1名
理事長	1名
副理事長	1名
会計役	1名
理事	10名以内
監査役	1名

第11条 役員の決定

- ① 理事長及び副理事長は、代表者委員会の推薦により、理事会の議決をもって決定する。
- ② 会計、会計監査、理事等の各役員は、代表者委員会において選出し、決定する。
- ③ 本条第1項及び第2項に規定する役員以外の選出は、理事会の承認をもって決定する。

第 12 条 役員任期

役員任期は、次の通り定めるが、再選を妨げない。ただし、改選期には理事の若干名を改選することとする。なお、補欠者の任期は前任者の残任期とする。また、役員は、任期満了の場合には、その後任者が就任するまではその職務を行う。

名誉会長	2 年
会長	2 年
副会長	2 年
理事長	2 年
副理事長	2 年
理事	2 年
会計役	2 年
監査役	2 年

第 13 条 理事会の議決事項

理事会は、収支予算、その他代表者委員会より提出された重要事項を議決する。また、代表委員会の活動に関して疑義のある時はこれを質し、その不信任を議決することができる。

第 14 条 代表者委員会の成立及び議事の決定

- ① 代表者委員会は、総員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- ② 議長は、委員長が務めることとし、委員長が不在の場合は、副委員長がその任に当たることとする。
- ③ 議事は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が裁決する。なお、委任状が提出された場合は出席扱いとし、議事の決定については議長に一任とする。

第 15 条 理事会の成立及び議事の決定

- ① 理事会は、総員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- ② 議長は、理事長が務めることとし、理事長が不在の場合は、副理事長がその任に当たることとする。
- ③ 議事は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数の時は議長が裁決する。なお、委任状が提出された場合は出席扱いとし、議事の決定については議長に一任とする。

第 16 条 経費

本協会の経費は、加盟団体の会費及びその他で支弁する。

第 17 条 会計年度

本協会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 18 条 会計監査

本協会は、会計監査を行い理事会に報告し、承認を得なければならない。

第 19 条 細則

本規約の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第 20 条 改廃

- ① 本規約の施行に関して疑義が生じた場合には、理事会の審議を経て理事長が決定する。
- ② 本規約の改廃については、理事会において建議し、3 分の 2 以上の同意をもって決定する。

以上

平成 25 年 4 月 1 日 制定

平成 25 年 4 月 1 日 施行